（参考）

１　令和６・７年度建設工事ランク基準表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ |
| 土木一式工事 | 1200点以上 | 1199点～880点 | 879点～660点 | 659点以下 |
| 建築一式工事 | 760点以上 | 759点～660点 | 659点～570点 | 569点以下 |
| その他の工事 | 790点以上 | 789点以下 |  | |

（１）完成工事高の有無によるランクの変動について（全29業種が対象）

①　完成工事高のない事業者は、総合点数による本来のランクより１つ下位のランクに位置づける

（例　Ａランク→Ｂランク）。最下位ランクの場合はそのままとする。

②　①の作業の後に、同一ランク内で、完成工事高のある事業者を上位に、完成工事高のない事業者を下位に置き、それぞれについて総合点数の順に並べて位置づける。

（２）コンプライアンス基本方針策定の有無によるランク変動について（全29業種が対象）

①　コンプライアンス基本方針を策定していない場合には、ライン以上の総合点数であっても２ランク又は最下位ランクへ引き下げる。最下位ランクの場合はそのままとする。

②　引き下げたランク内での順位については、すでに実施している完成工事高の有無による変動を確定させたのち、さらにその下位に置き、それぞれの総合点数の順に並べて位置づける。

　　（３）残留措置の適用申請によるランクの変動について（土木一式工事が対象）

　　　　①　（１）、（２）による順位の変動を確定させたのち、ランクが前回より上がった事業者から残留措置の適用申請があった場合は、前回のランクに残留させる。

　　　　②　①の作業後の各ランク内での順位については、すでに実施している完成工事高の有無による変動を確定させたのち、それぞれについて総合点数の順に並べて位置づける。

２　発注標準

(１) 土木一式工事

|  |  |
| --- | --- |
| 等 級 | 発注標準額 |
| Ａ | １億円以上 |
| Ｂ | ５，０００万円以上 １億円未満 |
| Ｃ | １，０００万円以上 ５，０００万円未満 |
| Ｄ | １，０００万円未満 |

(２) 建築一式工事

|  |  |
| --- | --- |
| 等 級 | 発注標準額 |
| Ａ | ５，０００万円以上 |
| Ｂ | ２，０００万円以上 ５，０００万円未満 |
| Ｃ | ５００万円以上 ２，０００万円未満 |
| Ｄ | ５００万円未満 |

(３) その他の工事

|  |  |
| --- | --- |
| 等 級 | 発注標準額 |
| Ａ | １，５００万円以上 |
| Ｂ | １，５００万円未満 |